

各務原市多文化共生推進プラン策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 業務名 各務原市多文化共生推進プラン策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「各務原市多文化共生推進プラン策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 事業費の上限額 総額 金 3,245,000 円（消費税及び地方消費税込み）
 - ①うち令和3年度分 金 1,441,000 円（消費税及び地方消費税込み）
 - ②うち令和4年度分 金 1,804,000 円（消費税及び地方消費税込み）

2. 業務の目的

多文化共生社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、各務原市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）を策定するための支援業務を行う。

本業務を実施するにあたり、プランの策定にふさわしい調査・分析方法、提言、計画の設計及び運営のできる高度の専門知識、技術及び創造性を有する事業者を審査し選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

3. 参加資格の要件

この要領に基づく公募型プロポーザルに参加ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 各務原市競争入札参加資格を有していること。
- (4) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者。
- (6) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者であること。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) プライバシーマークを取得していること。※登録番号または登録証の写しを1部提出すること。
- (8) 多文化共生推進プラン策定支援業務及び類似業務の受注実績があること。

4. プロポーザルの手順

(1) 日程

- ① 実施要領公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年6月8日（火）
- ② 質問書提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年6月15日（火）16時
- ③ 質問に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年6月22日（火）
- ④ プロポーザル参加意思表明書の提出期限・・・・・・令和3年6月29日（火）16時
- ⑤ 企画提案書提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年7月6日（火）16時
- ⑥ プレゼンテーション審査の実施・・・・・・・・・・令和3年7月21日（水）（別途通知）
- ⑦ 採用候補者の結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年8月中旬
- ⑧ 契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和3年8月下旬

(2) 質問書の提出

本要領の内容に関する質問は「質問書（様式第1）」に記載し、下記のEメールアドレスへ送付すること（件名は、「各務原市多文化共生推進プラン策定支援業務委託に関する質問 ●●社」とすること）。なお、同一の事業者が複数回質問した場合には、最終の質問書のみ回答するため、質問者は過去の質問を全て記載した質問書を送付すること。電話及び口頭による個別の対応は行わない。質問に対する回答は、各務原市公式ウェブサイト上に公開する。

- ① 提出期限 令和3年6月15日（火）16時必着
- ② 送付先Eメール exchange@city.kakamigahara.gifu.jp

(3) 意思表明書の提出

本プロポーザルに参加するかの意思表明のため、「各務原市多文化共生推進プラン策定支援業務委託公募型プロポーザル参加表明書（様式第2）」、「プライバシーマーク取得が分かる資料（登録番号または登録証の写し）」を、郵送または持参で、下記へ提出すること。

- ① 提出期限 令和3年6月29日（火）16時必着
- ② 提出場所 〒504-0912 各務原市那加桜町2-186
各務原市産業文化センター6階 産業活力部観光交流課

(4) 企画提案書の提出

プロポーザル参加意思表明書を提出したものは、①内容（ア）～（キ）を記した企画提案書を提出すること。

① 内容

別紙「各務原市多文化共生推進プラン策定支援業務委託 評価項目一覧表」に沿って、評価するため、次の内容の順番通り作成すること。

（ア） 業務の実績

多文化共生推進プラン策定業務及び類似業務の実績について、別紙「会社概要書（様式第3）」、「業務経歴書（様式第4）」もしくは、それに準じた内容を記載すること。

（イ） 予定管理責任者・担当者の経歴・実績

予定管理責任者・担当者が、多文化共生推進プラン策定業務及び類似業務の実績について、「業務実施体制（様式第5）」もしくは、それに準じた内容を記載すること。

(ウ) 調査分析の方法や計画への活用・反映方法

(エ) 会議・ワークショップ運営に関する提案

(オ) プラン策定支援に関する提案

各務原市の多文化共生の特徴を考慮した上で、見やすいデザインでプラン（案）などを提案できるかどうかについて記載すること。

(カ) プラン策定の工程表

(キ) 見積書、見積書明細

② 留意事項

企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・ A4版で、表紙・目次を含めてページ数を付記すること。
- ・ 文字色、太字表示、文字サイズ、図や画像の設定は自由とする。ただし、モノクロ複写する場合があるので、見易さに配慮すること。
- ・ 専門知識を有しない者でも、理解できるよう分かりやすい表現とすること。

③ 提出期限 令和3年7月6日（火）16時（必着）

④ 提出場所 〒504-0912 各務原市那加桜町2-186
各務原市産業文化センター6階 産業活力部観光交流課

⑤ 提出方法 郵送または持参

⑥ 提出部数 8部

(5) プレゼンテーション審査の実施

以下のとおり、提案内容に関するプレゼンテーション及び評価委員会のヒアリングを行う。

① 実施日 令和3年7月21日（水）（別途通知）

② 実施場所 各務原市産業文化センター 2階 第1会議室

③ 時間構成 1提案者につきプレゼンテーション30分程度、ヒアリング15分程度
※あくまで目安とし、別途通知するものとする。

- ④ 留意事項
- ・ プレゼンテーションを実施する順番は、企画提案書の受付順とする。
 - ・ パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター（HDMIもしくはD-Sub15ピン）、スクリーン、電源ケーブルは市で用意するが、パソコン等その他必要機器は提案者の持ち込みとする。
 - ・ 前述（4）①内容（ア）業務の実績、（イ）予定管理責任者・担当者の経歴・実績、（キ）見積書、見積書明細については書類評価をするため、当日は企画提案について説明すること。
 - ・ プレゼンテーション審査の参加者は各事業者2人までとする。

(6) 評価及び選定方法について

① 選考方法

評価委員会は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価

し、各委員の評価点の合計が最も高い事業者を提案採用者として選定する。最も高い事業者が複数あったときは、これらの者のうち、「提案内容全体の総合評価」における合計点数が最も高い事業者を提案採用者として選定する。

評価委員は以下の通り。

【委員】・企画総務部長（委員長）・有識者・市長公室長・産業活力部長
・教育委員会事務局長

② 評価基準

別添「各務原市多文化共生推進プラン策定支援業務委託 評価項目一覧表」に基づき評価を行う。

③ 選考結果

選考の結果を参加者全員に文書で通知する。

④ その他

選考結果に対して、異議を申し立てることはできない。

5. 契約事項

- (1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については「1. 事業概要 (4)」で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「6. 資格喪失要件」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。

6. 資格喪失要件

- (1) 企画提案書、その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める資格要件をみたさなくなったとき。
- (3) 「5. 契約事項」(1) で行う協議が整わなかったとき。

7. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 書類の提出の受付は、各務原市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 6 号）に規定する休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分（12 時から 13 時除く）までとする。
- (3) 提案採用者とならなかった者の提出書類一式は返却する。
- (4) 提出期限後の書類の差替え再提出は原則として認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (6) 本プロポーザルは提案採用者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める

8. 担当連絡先（事務局）

各務原市役所 観光交流課 担当：川上、梅田

〒504-0912 各務原市那加桜町 2-186 電話：058-383-1426（直通）

F A X : 058-389-0765 E メール : exchange@city.kakamigahara.gifu.jp